

令和7年度大学発社会課題解決型
科学技術プロジェクト創出促進事業委託業務

公 募 要 領

令和7年4月

沖縄県

1 委託業務の名称

令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業

2 業務目的

沖縄県は、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画〔令和4年5月〕」において、「社会課題解決型の科学技術プロジェクトの創出支援」を科学技術振興施策のひとつに位置付け、大学等の研究成果（研究シーズ）を活用した大学等発社会課題解決型の科学技術プロジェクトの創出支援に取り組むこととしている。

本委託業務は、大学等を越えた研究者等間の交流の促進及び、研究者等とステークホルダーとの交流を促進することにより、社会課題解決型プロジェクトが次々に創出される環境の構築を目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

4 予算額

令和7年度 9,999,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

5 業務の内容

本業務の内容については、「令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業」の「企画提案仕様書」に基づく。

6 参加資格

応募資格のある者は、次のすべての要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアム（共同企業体）とする。

（1）沖縄県内に事業所（支店、営業所含む）を有する法人であること。

（2）沖縄県内の大学等※と円滑に連絡調整ができ、協力体制を構築できること。

※大学等：以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人などの公的研究機関（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む）

（3）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（抜粋）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

- (5) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (9) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- (10) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- (13) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。
- (14) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。共同企業体による応募の要件は、以下のとおりとする。

- ① 共同企業体の中に代表者（幹事法人）を置くこと。
- ② 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同事業体の代表者（幹事法人）が応募を行うこと。
- ③ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（幹事法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。
- ④ 幹事法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関であること。
- ⑤ 共同企業体の代表者（幹事法人）が、応募資格(1),(2),(3)要件を満たすこと。
- ⑥ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格(4)～(13)要件を満たすこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

① 企画提案応募申請書【様式1】

※②以外の提出物は可能な範囲でA4縦両面印刷としてください。

② プレゼンテーション資料【任意様式】

※第二次審査で主に説明していただく資料となります。

※【様式2】～【様式6】等を分かりやすくまとめてください。

※A4横両面印刷、表紙含め14頁以内で作成し、右肩に対応する【様式〇】を記入ください

③ 企画提案書【様式2】

④ 事業計画書【様式3】

⑤ 経費積算書【様式4】

⑥ 実施体制【様式5】

⑦ 類似・関連事業実績書【様式6】

⑧ 法人概要【様式7】

⑨ 誓約書【様式8】

⑩ 社会保険に加入義務がないことについての申出書【様式9】

⑪ 共同研究体協定書【任意様式】※該当がある場合

⑫ 添付書類

- 1) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- 2) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- 3) 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- 4) 応募者の概要がわかるもの（法人案内等）
- 5) その他提案に関する資料

(2) 提出部数

提出物①～⑧：各7部（正本1部及び副本（写し）6部）

提出物⑨～⑫：各1部

※提出様式：市販のA4判2穴

(3) 提出期限

令和7年5月22日（木）15時必着（郵送含む）

(4) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県企画部 科学技術振興課（県庁舎7階） 担当 潮平

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から15時の間に提出してください。

※ 郵送の場合は、封筒に「令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法（特定記録、簡易書留等）で送付下さい。

(5) 不受理及び無効に関する事項

- ①書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。
- ②応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提出書類は受理できません。
- ③提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、書類を返却いたします。

8 企画選定

(1) 選定方法

第一次審査として「6 参加資格」等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として別途定める企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を行い、第1位選定者を選定します。

ただし、応募者が4者以上ある場合は、科学技術振興課にて第一次審査（書面審査及び評価）を行い、第一次審査の上位者3者程度について選定委員会にて審査することになります。

選定後、応募のあった全ての提案者（共同企業体の場合は代表者）に対し、採用又は不採用の結果を通知します。その際、採択条件として提案内容、実施体制、積算等の見直しをお願いします。

(2) 選定委員会

審査については、沖縄県庁内に設置される選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施して行われます。

審査は、各審査項目の合計得点が高い方を上位として順位付けをし、最も得点が高いものを

第1位選定者として選定します。なお、合計点が委員全員満点の6割に満たない場合は、順位付けを行いません。

審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。また、提出された提案書等は返却しません。

(3) 選定基準

次の視点により選定します。

- ① 事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること（適合性）。
- ② 企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有し、実現可能な提案内容となっていること（実現性）。
- ③ 事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある提案内容であること（提案内容の具体性）。
- ④ 事業を実施するにあたり、妥当な積算となっていること（積算の妥当性）。
- ⑤ ①～④の各選定項目を踏まえた全体的な評価（総合評価）

(4) 第二次審査（プレゼンテーション）の予定

日時：令和7年6月5日(木)予定 ※日程は前後することがあります

場所：沖縄県庁内会議室予定

説明資料：提出書類に基づき説明すること（※追加資料配付は認めません）

説明者数：審査会場への入場者は3名以内とします。

※第二次審査の詳細は改めて案内します。

(5) スケジュール（予定）

4月30日(水)----- 公募開始
5月7日(水)----- 質問締切（15時）
5月12日（月）----- 質問回答
5月22日（木）----- 応募締切（15時）
6月5日（木）（予定）----- 企画選定委員会（プレゼンテーション審査）
6月中旬（予定）----- 契約

9 契約

(1) 契約の締結

企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

(2) 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

(3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

10 対象経費

(1) 経費の区分

対象経費については、「令和 7 年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業」委託費積算基準〔別紙〕を参照ください。

- ① 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算してください。
- ② 各経費へ計上する際は、労務費等の消費税額が含まれていないものについては、その額を計上し、消耗品費や印刷製本費等のすでに消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。消費税については、各経費を合計した後に乗じてください。消費税に小数点以下の端数が発生した場合は切捨ててください。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上してください。
- ③ 10 万円以上の物品については、原則として購入せず、リース等で用意してください。
- ④ 労務費単価は、根拠とした算出方法（「委託事業事務処理マニュアル：経済産業省大臣官房会計課 R3.1 月」等参考）を記載し、法人独自の受託業務に係る単価規程等を根拠としている場合は、その単価の積算方法及び根拠とした基準資料を添付してください。
- ⑤ 直接経費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ その他事業に関係のない経費

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、選考結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめ御了承下さい。

(3) その他

- ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われ

ていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。

- ② 委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

11 留意事項

- (1) 秘密の保持について、本事業のためにのみ用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、特定の個人を識別しない状態で統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。
- (2) 受託者は、委託業務の管理、成果物の取扱い等、業務の全てに責任を持つこととします。
- (3) 受託者は、委託業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとします。
- (4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。
- (5) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。

12 問い合わせ先

本公募内容に関する質問等に関しては、令和7年4月30日(水)から5月7日(水)15:00までに限り、下記宛てにEメールで受け付けます。※電話でのご質問には応じられません。

お問い合わせの際は、件名を「【質問（質問者名）】令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業」としてください。回答は沖縄県HPに随時掲載いたします。

【質問書提出先】

沖縄県企画部 科学技術振興課

令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業 担当 潮平

Email : aa012100@pref.okinawa.lg.jp

〔別添〕

令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業委託業務 委託費積算基準

1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として、委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 直接労務費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費	
① 消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
② 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）
③ 謝金・費用弁償	事業を行うために必要な委員等謝金、委員等旅費
④ 会議費	事業を行うために必要な選定委員会、会議、交流会、シンポジウム・セミナー等、会場借料、機材借料等に要する経費
⑤ 印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑥ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代等）
III 間接経費 （一般管理費）	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「I 直接人件費」＋「II 直接経費」の合計額の10%以内とします。
IV 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費や仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費 （例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定、広告掲載等
V 消費税及び 地方消費税	上記I～IVの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上します。

※委託事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課：R3.1月）を参考とすること。